

感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

熊本県健康福祉部健康危機管理課

お問合せ先

熊本県健康福祉部健康危機管理課

電話：096-333-2239／FAX：096-383-0607

Mail：kenkoukiki@pref.kumamoto.lg.jp

目次

改正感染症法と熊本県感染症予防計画の改定

- 1 医療措置協定
- 2 医療措置協定の内容
 - (1) 協定の目的と実施の要請
 - (2) 発生・まん延時の対応
 - (3) 平時の対応
 - (4) その他
- 3 協定締結までの流れ・スケジュール
- 4 参考

改正感染症法と熊本県感染症予防計画の改定

改正感染症法の改正

◆ 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と関係機関の連携協力による入院、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、検査等の体制の強化等の措置を講ずる

◆ 医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）、民間検査機関、民間宿泊施設等と協定を締結し、医療機関については第一種協定指定医療機関(病床確保)、第二種協定指定医療機関(発熱外来、外出自粛者対応)に指定

◆ 協定指定医療機関により実施される外来医療及び在宅医療は、公費負担医療の対象となる

熊本県感染症予防計画の改定

◆ 感染症法が改正されたことに伴い、県における感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保等についての基本的考え方を示す県感染症予防計画を本年3月に改定予定

◆ 新興感染症の性状、最新の知見等を踏まえ、協定締結機関に段階的に対応を要請

改正感染症法と熊本県感染症予防計画の改定

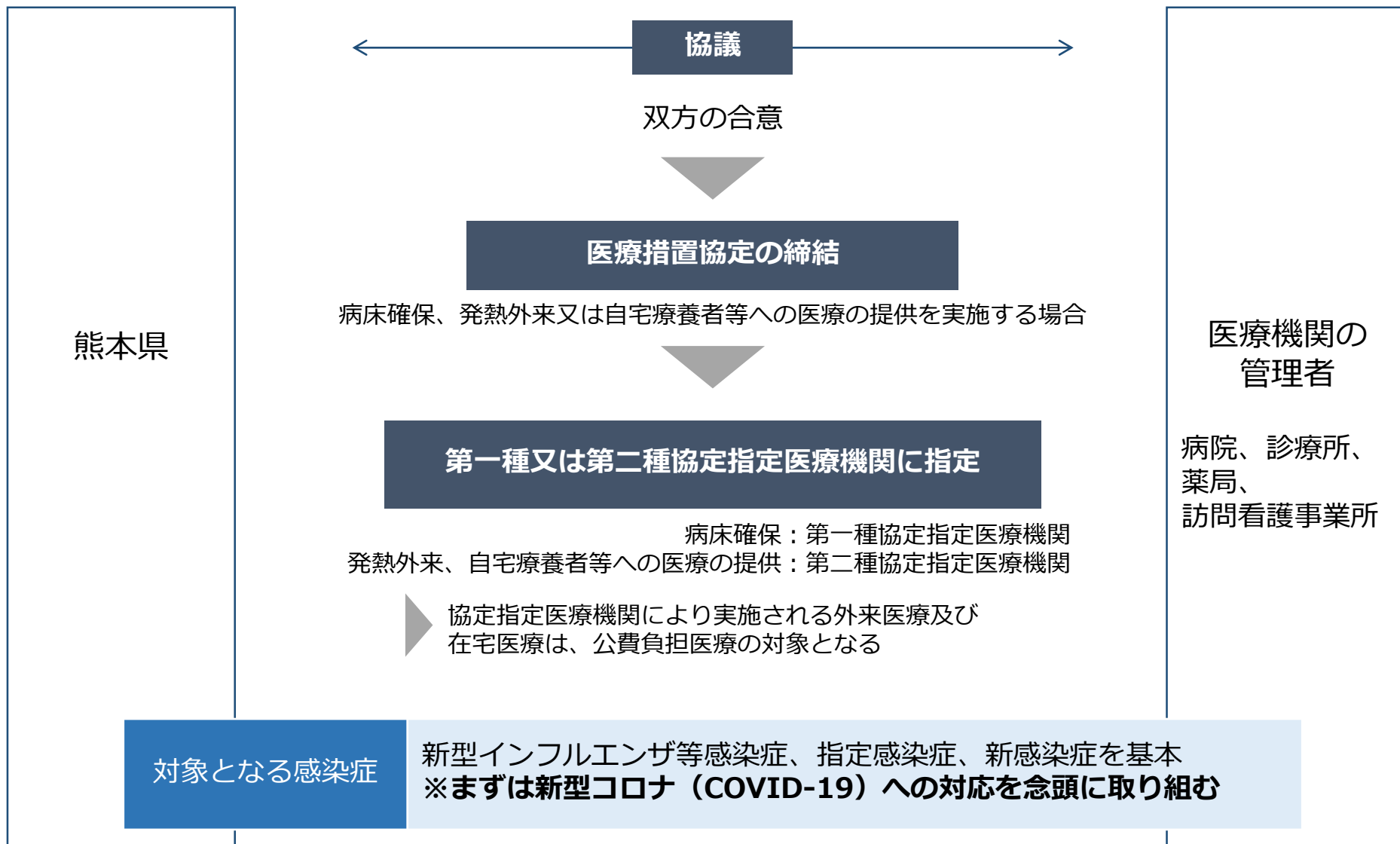
医療機関等との協定

	内容	締結機関
医療措置協定	病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣等	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
検査措置協定	核酸検出検査（PCR検査等）	民間検査機関
宿泊施設確保措置協定	宿泊施設の確保	民間の宿泊施設、 平時から宿泊業を営む公的施設

その他

- ① 協定締結医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、民間検査機関、民間宿泊施設) では、協定において個人防護具(PPE) の備蓄を任意的事項として規定することができる
- ② 薬局及び訪問看護事業所の締結内容は、自宅療養者等への医療の提供のみ
- ③ 自院で保有する検査機器を使って核酸検出（PCR等）検査が実施可能な場合、検査措置協定を兼ねた医療措置協定を締結
 - ※新型コロナ対応における核酸検出検査と同様の検査方法を想定
(核酸検出検査の実施に必要な検査試薬等が流通し医療機関が利用できる状況にあることが前提)
 - ※医療機関で検体の採取のみを行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含めない。
(別途、県と民間検査機関等との間で検査措置協定を締結するため)

1 医療措置協定

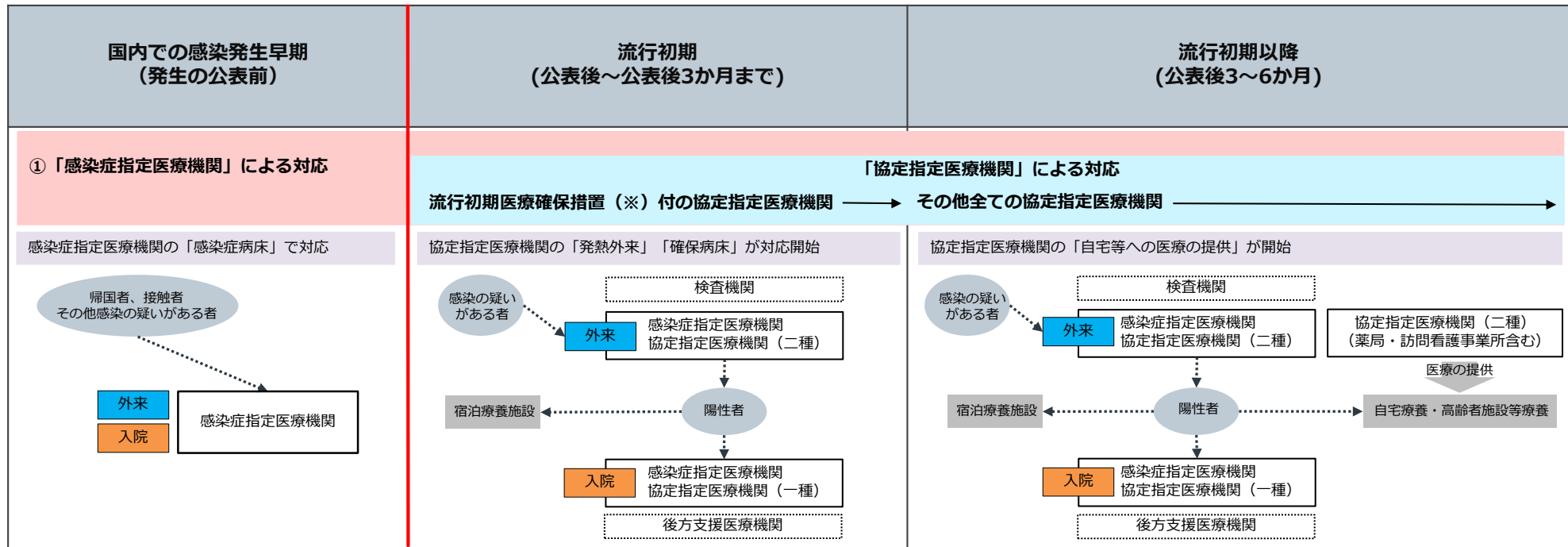


1 医療措置協定

発生・まん延時の医療提供体制

- ◆ 国内での感染発生早期は「感染症指定医療機関」で対応
- ◆ 厚生労働大臣による新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）に係る発生等の公表後は、「感染症指定医療機関」に加えて、「協定締結医療機関（第一種・第二種協定指定医療機関）」で対応

感染症法に基づく厚生労働大臣による公表



※履行確保とセットで感染流行初期に財政的な支援を行う仕組み

1 医療措置協定

「流行初期」と「流行初期以降」の考え方

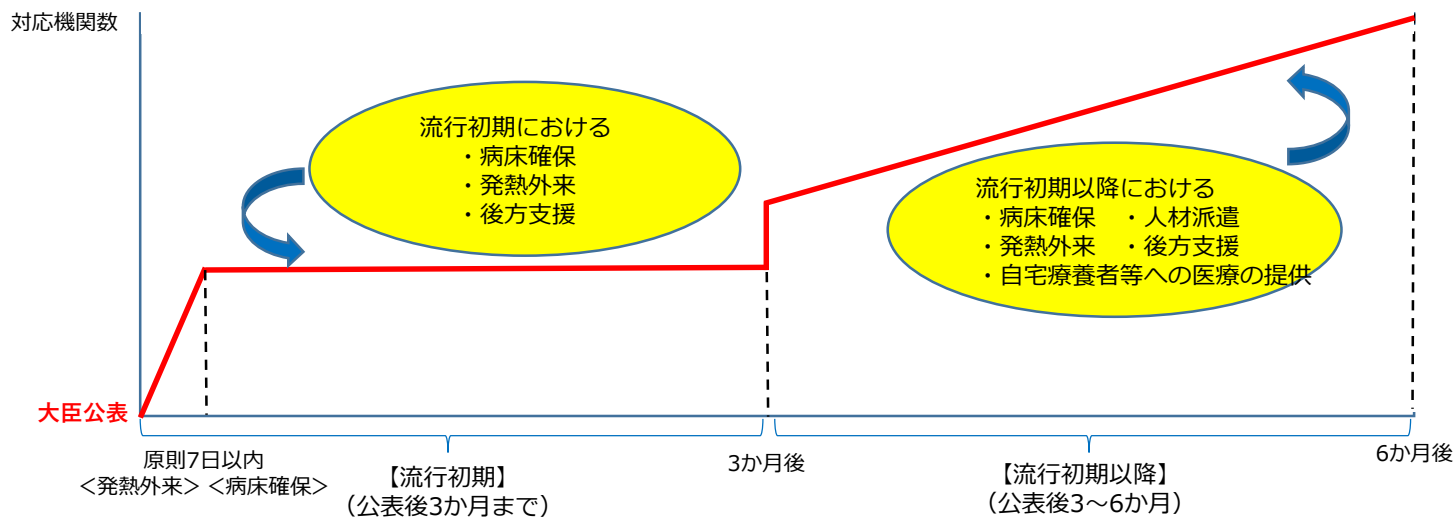
- ◆ 医療措置協定においては、新興感染症への対応時期について、「流行初期」と「流行初期以降」に時期を分けて協定を締結

流行初期

- 厚生労働大臣による新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）に係る発生等の公表後の一定期間（3か月を基本として必要最小限の期間）
※原則7日以内に、病床確保・発熱外来を開始

流行初期以降

- 「流行初期」期間が経過した後、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）と認められなくなった旨の公表が行われるまでの期間
※発生公表後6か月後までに全ての協定締結医療機関で対応を開始



1 医療措置協定

	項目	医療機関の類型		
		病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
第一種協定指定医療機関	①病床確保	○		
第二種協定指定医療機関	②発熱外来	○		
	③自宅療養者等への医療の提供	○	○	○
	④後方支援	○		
	⑤医療人材派遣	○		
任意事項	⑥個人防護具の備蓄	○	○	○

- ◆ ③自宅療養者等への医療の提供について、協定を締結する訪問看護事業所は、改正感染症法に基づく、第二種協定指定医療機関に指定

2 医療措置協定の内容

1 協定の目的と実施の要請

- 医療措置協定の目的（第1条）
- 医療措置実施の要請（第2条）

2 発生・まん延時の対応

- 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察（第3条）

3 平時の対応

- 個人防護具の備蓄（第4条）※任意
- 協定の実施状況等の報告（第9条）
- 研修、訓練、点検の実施（第10条）

4 その他

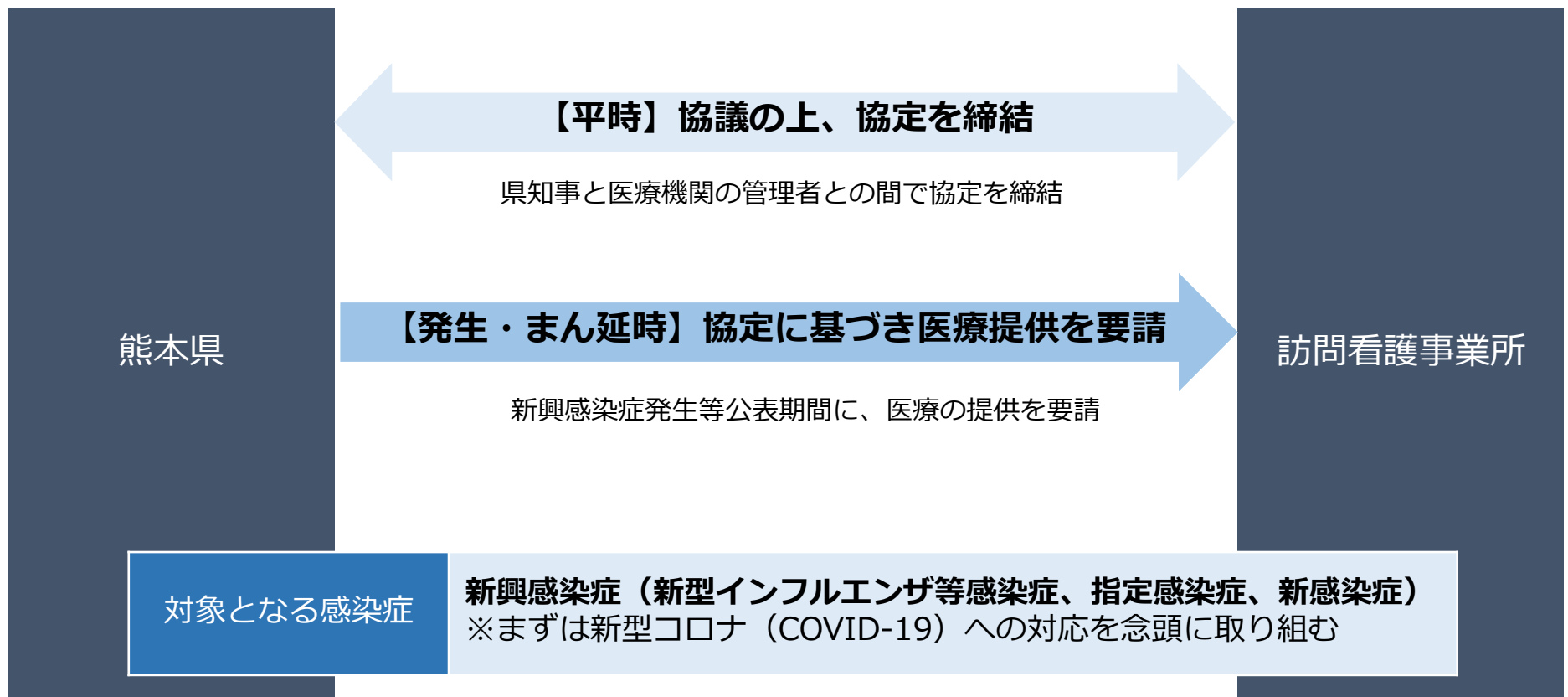
- 措置に要する費用の負担（第5条）
- 知見についての情報提供等（第6条）
- 協定の有効期間及び変更（第7条）
- 医療機関が協定の措置を講じていないと認められる場合の知事の措置（第8条）

2 医療措置協定の内容

(1) 協定の目的と実施の要請

第1条 目的

第2条 医療措置実施の要請



2 医療措置協定の内容

(2) 発生・まん延時の対応

第3条 医療措置の内容

【第3条】医療措置の内容

内容

・ 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

①訪問看護

②健康観察

▶②健康観察のみ実施する場合は協定締結の対象外

対象者

自宅療養者、宿泊療養施設・高齢者施設・障害者施設での療養者

基準

第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の指定基準

- ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能
- ・ 知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等に対して医療を提供する体制が整っていると認められること

上記のうち、御協力いただける項目について、協定締結をお願いします。

※②健康観察のみを実施する場合は協定締結の対象外

2 医療措置協定の内容

(3) 平時の対応

第4条 個人防護具の備蓄（任意）

第9条 協定の実施状況等の報告

【第4条】個人防護具の備蓄（任意）

- 知事から要請を受けた際に、措置協定の内容を迅速に実施できるように、各薬局の状況に応じて、個人防護具（5物資）を備蓄しておく。（2か月分を推奨）

- サージカルマスク
- N95マスク
- アイソレーションガウン
- フェイスシールド
- 非滅菌手袋

- 個人防護具の備蓄に係る費用は医療機関において負担（第5条）
- 備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨
- 施設外の保管施設を利用するなどにより備蓄を確保することも可能

【第9条】協定の実施状況等の報告

- 協定に基づく措置の実施状況及び当該措置に係る運営状況等について、知事から報告の求めがあったときは速やかに報告する。

報告手法 G-MISにより報告を行うよう努める。

2 医療措置協定の内容

(3) 平時の対応

第10条 平時における準備

【第10条】 平時における準備

研修・訓練

- ・ 研修・訓練の実施、又は、外部の期間が実施する研修・訓練に医療従事者を参加
- ・ 研修・訓練の内容は、PPEの着脱や、検体採取、その他院内感染対策等を想定

点検

- ・ 措置を講ずるに当たって対応の流れを点検
- 【例】 患者や自施設の状況に応じた予防策や感染経路別予防策を実施。日々の業務の中で必要な感染対策を確認。

それぞれ年1回以上行うよう努める。

2 医療措置協定の内容

(4) その他

第5条 措置に要する費用の負担

第7条 協定の有効期間及び変更

【第5条】措置に要する費用の負担

- 医療措置に要する費用について
 - ・ 協定締結医療機関が実施する措置の費用について、県の予算の範囲内において、財政支援を実施
 - ・ 詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状等を踏まえ、検討
- 個人防護具の備蓄に係る費用について
 - ・ 各医療機関において負担
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状等を踏まえ、国において必要な支援を検討

【第7条】協定の有効期間及び変更

有効期間

- ・ 締結日から令和9年3月31日まで
- ・ 満了日の30日前までに双方から申し出がない場合は3年間の自動更新

変更

- ・ 事情等があれば随時変更可能

解約

- ・ 協定の履行が困難であるやむを得ない事情が生じた際には、医療機関側から県に対し解約を申し出ることができる。

2 医療措置協定の内容

(4) その他

第8条 協定の措置が講じられていないと認められる場合の措置

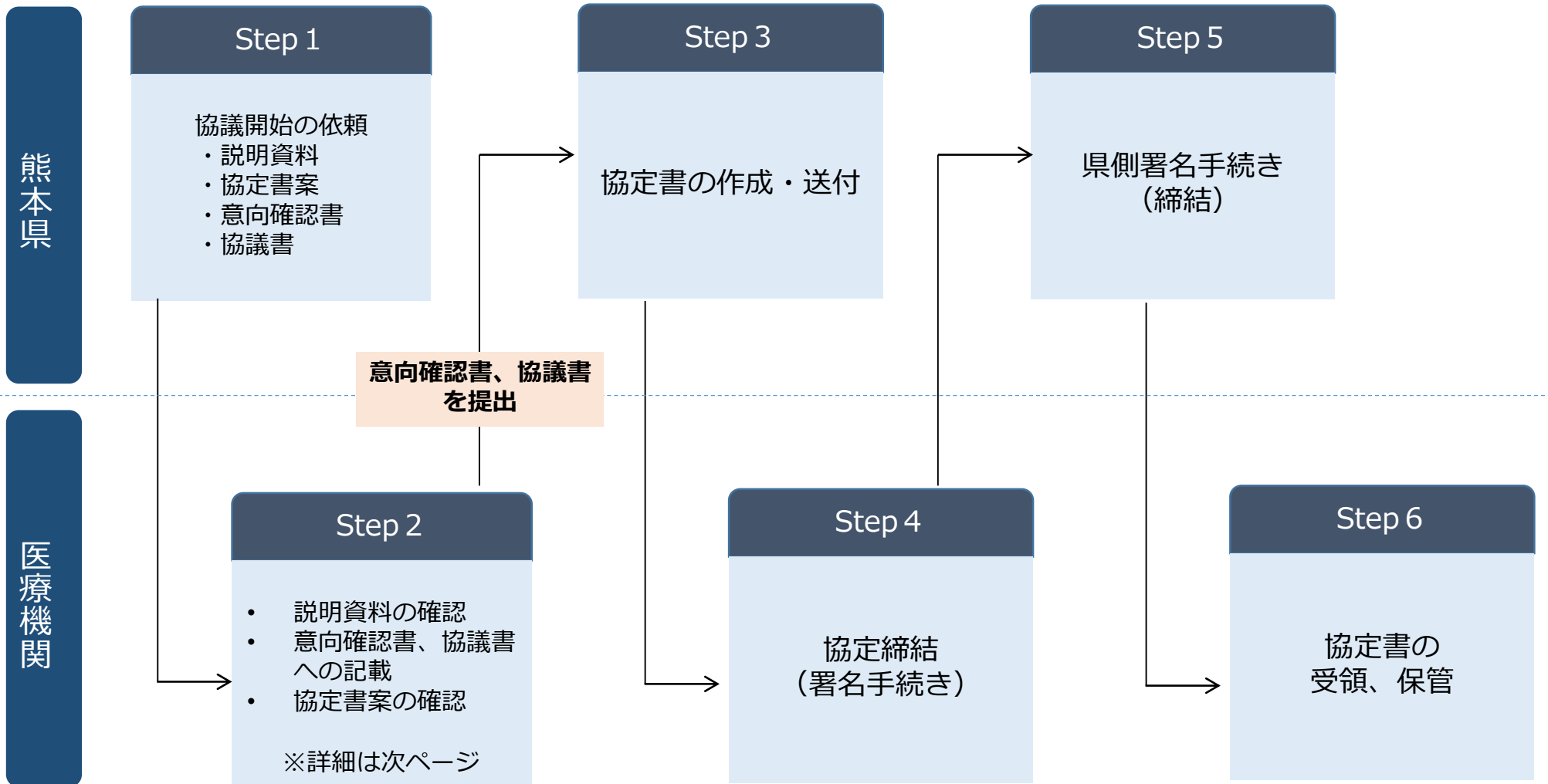
勧告、指示、公表

- 県知事の措置は「勧告、指示、公表」を指しますが、一方的に行うのではなく、まずは、当該医療機関と話し合いに基づく調整を行います。
- 話し合いや調整をすることなく、勧告、指示、公表を行うことはありません。

■ 以下のような、正当な理由があると県が判断する場合は、この措置（勧告等）を行うことはありません。

- 医療機関内の感染拡大により、人員が縮小している場合
- ウイルスの性状等が締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
- 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと県が判断する場合

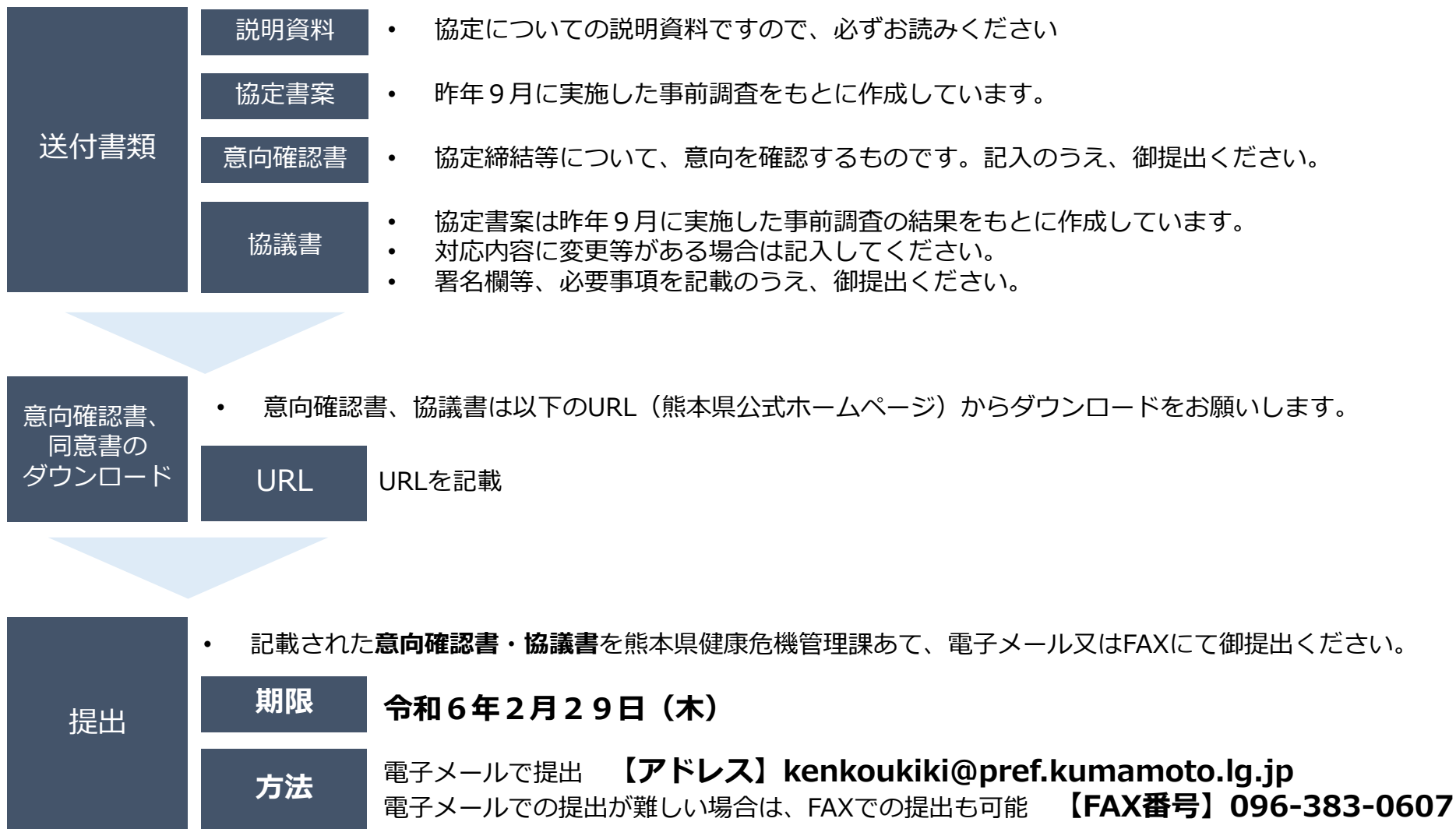
3 協定締結までの流れ・スケジュール



締結後

- ・ 県から第二種協定指定医療機関指定通知書を送付
- ・ 協定締結医療機関の公表（公表の内容等は未定）

3 協定締結までの流れ・スケジュール



3 協定締結までの流れ・スケジュール

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期	流行初期以降 (新興感染症に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)		
対応の内容		対応	事業所の利用者 以外への対応
	訪問看護		
	うち、自宅療養者への対応が可能	○	○
	うち、宿泊療養者への対応が可能		
	うち、高齢者施設への対応が可能	○	×
	うち、障害者施設への対応が可能		
健康観察			
	うち、自宅療養者への対応が可能	○	○
	うち、宿泊療養者への対応が可能		
	うち、高齢者施設への対応が可能	○	×
	うち、障害者施設への対応が可能		

- 協定書案には、事前調査にて、対応可能としていただいた項目に「○」を、対応不可としている項目に「×」を記載しています。
- 変更する場合は、協議書に記入してください。
- 「健康観察」のみ対応が可能な場合は、協定締結の対象外となります。

3 協定締結までの流れ・スケジュール

(個人防護具の備蓄)

第4条 新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

サージカル マスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイス シールド	被滅菌手袋
枚 か月分	枚 か月分	枚 か月分	枚 か月分	枚 か月分

- 協定書案には、事前調査の回答を記載しています。
- 変更する場合は、協議書に記入してください。

平時

- 協定締結医療機関の設置に要する費用
 - ・ 改正感染症法では、平時からの協定締結医療機関の設置についても、国及び都道府県が補助することができる旨の規定を設けており、法施行に向けて、支援のあり方を検討している。
→ 令和5年度補正予算に新興感染症対応力強化事業を計上等
- 診療報酬
 - ・ 新興感染症発生・まん延時における医療を行う体制を機動的に構築する観点から、協定の締結を行う医療機関・薬局・訪問看護事業所における感染対策について、中央社会保険医療協議会において検討している。
- 感染症対応人材の確保・育成
 - ・ 協定締結医療機関の医療従事者等が適切に感染症対応を行うことができるよう、厚生労働省の院内感染対策講習会事業のほか、医療従事者等に対する研修等の支援のあり方を検討している。
→ 令和5年度補正予算に新興感染症対応力強化事業を計上等
(院内感染対策講習会事業は令和6年度予算案に計上)
- 独立行政法人福祉医療機構による優遇融資
 - ・ 福祉医療機構(WAM)の医療貸付において、感染症対策を伴う施設整備を行う医療施設等に対し、融資率等を優遇する融資を実施している。(取扱期間:2030年3月31日まで)

新興感染症発生・まん延時

- 流行初期医療確保措置
 - ・ 改正感染症法により、感染症の流行初期から病床確保や発熱外来の感染症対応を行う医療機関(流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関)に対して、診療報酬上乘せや補助金等が充実するまでの一定期間※、感染症流行前と同水準の収入を補償する(差額を公費・保険料により支払う)。
 - ※ 3か月を基本として想定
 - ※ 病床確保を行う医療機関は外来も含めた収入、発熱外来のみを行う医療機関は外来分の収入
- 医療措置協定の履行に要する費用
 - ・ 改正感染症法では、協定締結医療機関が実施する医療措置に要する費用について、国及び都道府県が財政支援を行うこととしており、具体的な内容は、実際の感染症発生時に、感染状況や感染症の特性等を踏まえ、検討する。
 - ※ 改正前の感染症法の財政支援の多くは国の補助割合が2分の1(都道府県2分の1)であるところ、新興感染症発生・まん延時に実施する協定締結医療機関の医療措置に要する費用や流行初期医療確保措置に係る費用の公費分は国の補助割合を4分の3(都道府県4分の1)としている。
- 診療報酬の特例措置や補助金による財政支援



令和5年度補正予算

- 新興感染症の発生に備えて、改正感染症法に基づき、新型コロナ対応での最大規模の体制を目標として準備を行い、発生後速やかに対応できるよう、協定締結医療機関や都道府県に対して、感染症への対応力を強化するため、①施設・設備整備への支援、②医療従事者等の研修への支援を行う。

(スケジュール)

現在 都道府県において医療機関と協定締結の協議中
 令和6年4月 都道府県における医療計画・予防計画の策定
 9月まで 都道府県と医療機関の協定締結

(数値目標)

・病床確保 全国で5.1万床
 ・発熱外来 全国で4.2万施設

	補助対象	補助内容	補助率
①施設・設備整備事業	都道府県（間接補助：病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関） ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○ 病床確保を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した個室病床の整備、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、ゾーニングのための病棟出入口の扉の設置、個人防護具保管庫の整備等の施設整備に対する補助を行う。 ○ 発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関（訪問看護事業者、薬局を含む）が実施する、個人防護具保管庫の整備に対する補助を行う。 ○ 病床確保又は発熱外来を内容とする協定締結医療機関が実施する、感染症の対応に適した以下の設備整備に対する補助を行う。 [病床確保] ・ 簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッド [発熱外来] ・ 検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの） ※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関する施設・設備に限る。 ※ 設備整備は、新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は補助対象外とする。	・個室整備：国1/3、都道府県1/3、事業者1/3 ・個室整備以外：国1/2、都道府県1/2 ※ 個室整備は、平時の通常医療にも使用するものであり、国1/3、都道府県1/3、事業者1/3とし、個室整備以外は、基本的に感染症発生時の感染症対応に使用するものであり、国1/2、都道府県1/2とする。

①施設・設備整備事業 ※施設整備事業は「医療施設等施設整備費補助金」、設備整備事業は「医療施設等設備整備費補助金」により計上

	補助対象	補助基準額	補助率
病床確保を内容とする協定締結医療機関 （病院、診療所） ※ 協定締結が決まっている場合を含む。 ※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関係する施設・設備に限る。 ※ 設備整備は、新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は補助対象外とする。	○病室の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む）等	1室当たり 14,546,000円	国 1/3 都道府県 1/3 事業者 1/3
	○病棟等の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置 ・病棟入り口の扉の設置 ・病棟のゾーニングを行うための改修 等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	○个人防护具保管施設の整備 ・个人防护具保管庫の設置 ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修 等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	設備整備 ○簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円	国 1/2 都道府県 1/2
発熱外来を内容とする協定締結医療機関 （病院、診療所） ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○検査機器（PCR検査装置）	1台当たり 9,350,000円	国 1/2 都道府県 1/2
	○簡易ベッド	1台当たり 51,400円	国 1/2 都道府県 1/2
	○个人防护具保管施設の整備 ・个人防护具保管庫の設置 ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修 等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	○HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000円	国 1/2 都道府県 1/2
自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所） ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○个人防护具保管施設の整備 ・个人防护具保管庫の設置 ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修 等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2